

確定給付企業年金の弾力的な運営について

目 次

・社会保障審議会企業年金部会における議論の整理	3
・「日本再興戦略」改訂2015	4
1. DBの拠出弾力化について	
1-1. 現行の掛金拠出の仕組みについて	
・DB制度の給付と財源	7
・年金財政の均衡	8
・年金財政の不均衡	9
・現行の拠出の課題	10
・(参考)企業年金の積立不足額と日経平均株価の推移	11
・ 現行の拠出の課題(まとめ)	12
1-2. 弾力的な掛金拠出の仕組みについて	
・財政悪化を想定した掛金拠出①	14
・財政悪化を想定した掛金拠出②	15
・(イメージ)「財政悪化時に想定される積立不足」を測定するためのルール	16
・(参考)現行の特別掛金(積立不足を解消するための掛金)の設定方法	17
・景気循環を見据えた安定的な財政運営	18
・(イメージ)新たな財政均衡の考え方	19
・(参考)他制度における資本バッファーの保有について	20
・ 弾力的な掛金拠出に関する論点	21

2. 柔軟で弾力的な給付設計について

・ D B 制度及びD C 制度の基本的仕組み	23
・ 柔軟で弾力的な給付設計の基本的仕組み	24
・ (参考) D B 実施企業における制度見直しの検討状況	25
・ リスク分担型 D B (仮称) の基本的仕組み①	26
・ リスク分担型 D B (仮称) の基本的仕組み②	27
・ (イメージ) リスク分担型 D B (仮称) の給付算定式	28
・ (参考) オランダにおける集団型 D C (CDC)	29
・ (参考) キャッシュバランスマネジメントとの比較	30
・ (参考) 企業会計上の扱いについて①	31
・ (参考) 企業会計上の扱いについて②	32
・ (参考) 企業年金に係る国際会計基準 (IAS19) の改訂について	33
・ (参考) オランダ会計基準委員会 (DASB) によるIAS19適用ガイダンスについて	34
・ リスク分担型 D B (仮称) における意思決定のあり方①	35
・ リスク分担型 D B (仮称) における意思決定のあり方②	36
・ リスク分担型 D B (仮称) における意思決定のあり方③	37
・ リスク分担型 D B (仮称) における意思決定のあり方④	38
・ (イメージ) リスク分担型 D B (仮称) へ移行する場合の手続について①	39
・ (イメージ) リスク分担型 D B (仮称) へ移行する場合の手續について②	40
・ 柔軟で弾力的な給付設計に関する論点	41

社会保障審議会企業年金部会における議論の整理

- 平成27年1月16日にとりまとめられた「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」においては、柔軟で弹力的な給付設計(ハイブリッド型の企業年金制度)について、引き続き制度導入を視野に入れた検討をすべき、とされている。
- また、DBの弹力的な掛金拠出についてもDC法等の見直しに合わせ実施できるようにすべき、とされている。

—社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)より抜粋—

2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

(2) 柔軟で弹力的な給付設計

- **柔軟で弹力的な給付設計**については、**企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するもの**と考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度（キャッシュバランスプラン）との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべきである。

※ DBについては、労使の判断のもと、あらかじめ約束した給付に、積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせる設計等が考えられる。また、DBの設計に当たっては、企業会計上の取扱いについて関係機関と調整しつつ、対応を検討する必要がある。

DCについては、投資教育を必要に応じて実施することを前提に、労使の判断のもと、資産を集団で運用する仕組みやこれにDBからの保証を組み合わせる設計等が考えられる。

(6) その他

- また、DBの拠出弾力化（あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など）についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである。

「日本再興戦略」改訂2015

- 平成27年6月30日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2015』においては、企業が確定給付企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金の制度改善について検討することとされている。

—「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)より抜粋—

5－2．金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講すべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化等

⑥ 確定給付企業年金の制度改善

企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る。

1. DBの拠出弾力化について

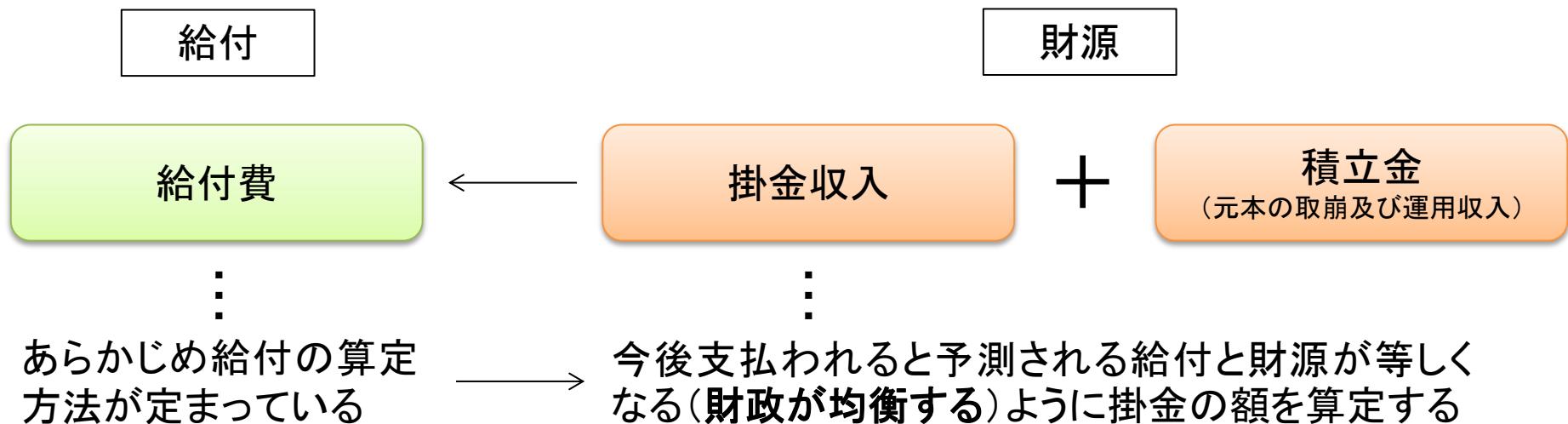
1 – 1 . 現行の掛金拠出の仕組みについて

DB制度の給付と財源

- DB制度の給付の財源は、掛金収入と積立金(元本の取崩及び運用収入)。
- あらかじめ給付の算定方法が定まっているDB制度においては、給付とその財源が等しくなる(財政が均衡する)ように、掛金の額を算定することとなる。

〈イメージ図〉

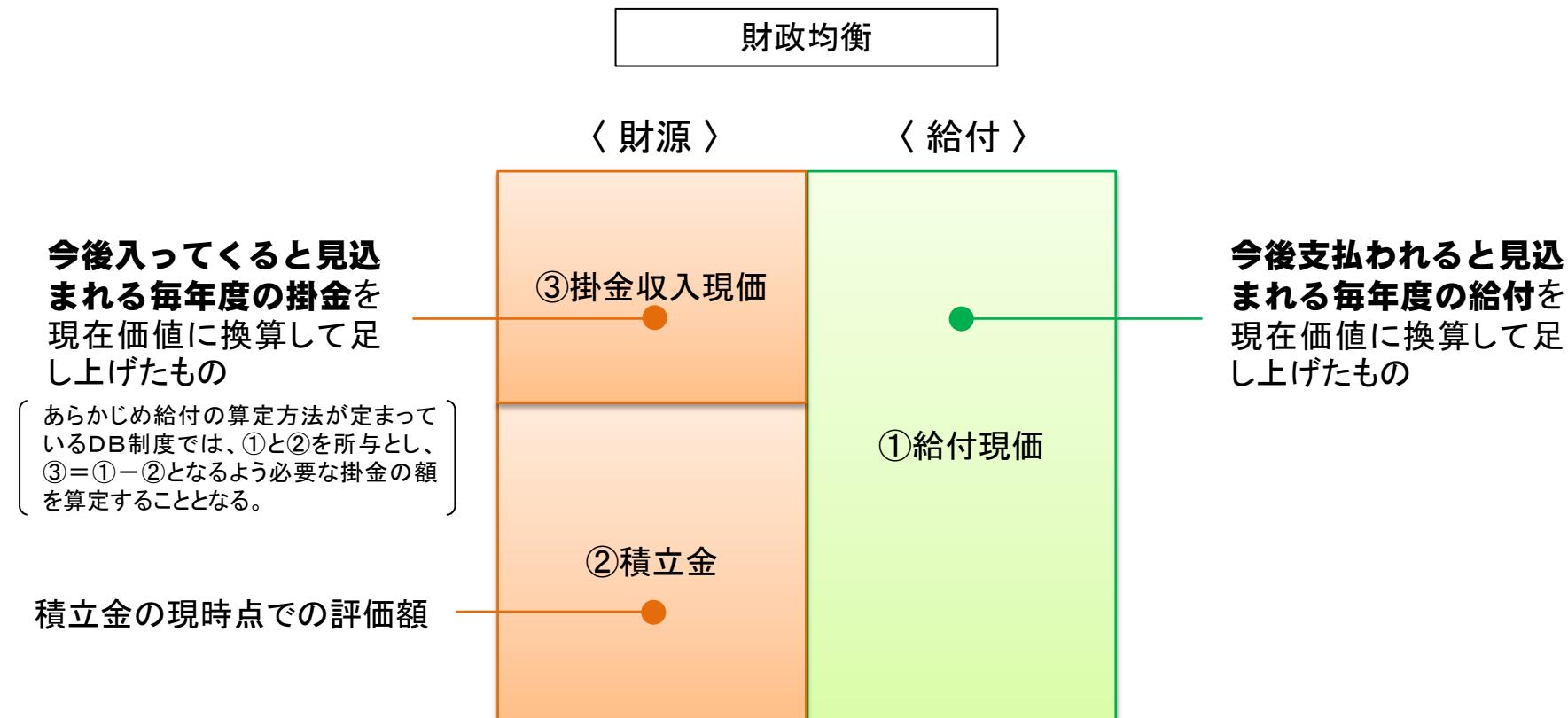
—DB制度の給付と財源—



年金財政の均衡

- 今後支払われると見込まれる毎年度の給付とその財源について、全て現在の価値に換算して一時金で表すことにより、DBの財政が均衡している状態を示すと、以下のとおり。

〈イメージ図〉



年金財政の不均衡

- DB制度では、ある時点で年金財政が均衡するように掛金を設定したとしても、将来の給付や掛金、運用収益は、一定の予測に基づいて計算されたものであるため、期間が経過すると、前提と実績との相違により、年金財政の均衡は崩れることとなる。

〈イメージ図〉

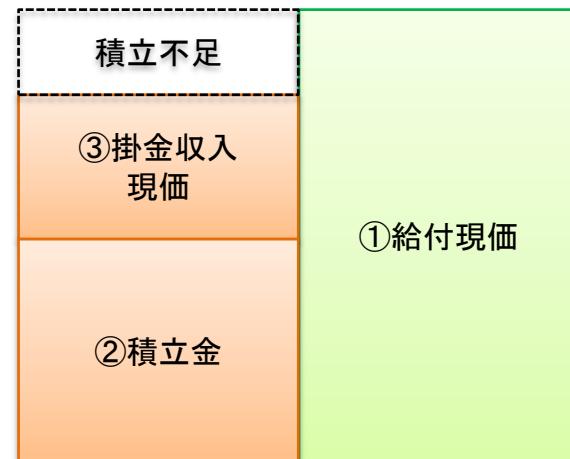
【ある時点】

財政均衡の状態



【定期間経過後】

財政均衡が崩れた状態



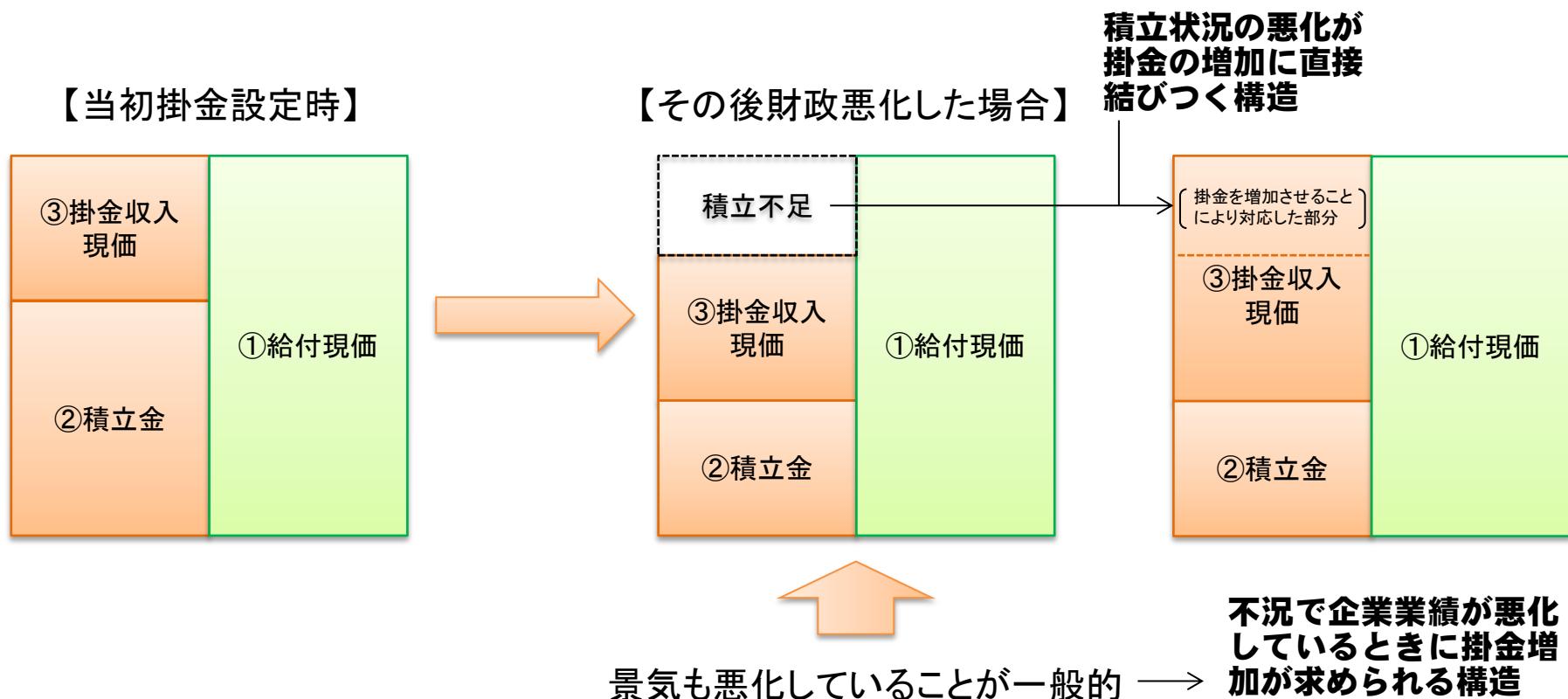
財政均衡が崩れる要因には、例えば以下のようなものがある。

- ・ 予測よりも平均寿命が延びたことなどにより、給付が増加した。
- ・ 予測よりも給与の額が伸びなかつたことなどにより、掛金収入が減少した。
- ・ 運用が低調であったことなどにより、予定よりも運用収益が確保できなかつた。

現行の拠出の課題

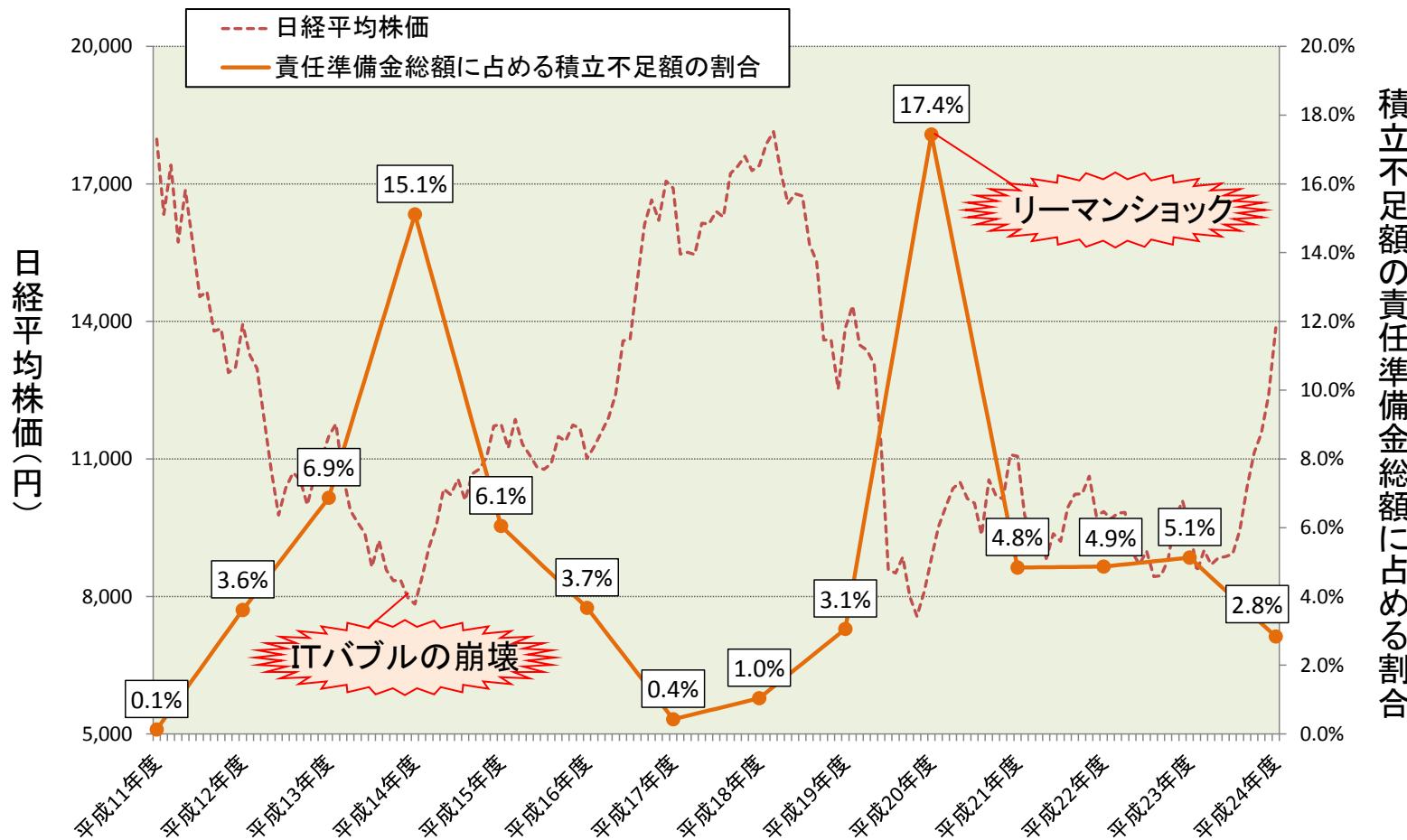
- 財政が悪化した場合には、掛金の引上げにより対応することとなるが、財政悪化時に初めて対応する現行の仕組みでは、積立状況の悪化が掛金の増加に直接結びつく構造。
- 特に、積立状況は景気に連動することが一般的であるため、不況で企業業績が悪化しているときに掛金増加が求められる構造になっており、企業活動にも支障が生じている。

〈イメージ図〉



(参考) 企業年金の積立不足額と日経平均株価の推移

- 確定給付企業年金及び厚生年金基金における積立不足額の責任準備金総額に占める割合の推移を、日経平均株価の推移とともに示したもの。
- ITバブルの崩壊やリーマンショックにより、景気の悪化した平成14年度及び平成20年度において、企業年金の積立不足額が大きくなっている。



※1 各企業年金の過去分や将来分の給付の変更、予定利率の変更、掛金の変更等により債務が変動しうるため、年度間で単純比較することはできないことに留意。

※2 各確定給付企業年金及び厚生年金基金から提出された決算を集計したもの。

現行の拠出の課題(まとめ)

【現行の課題(まとめ)】

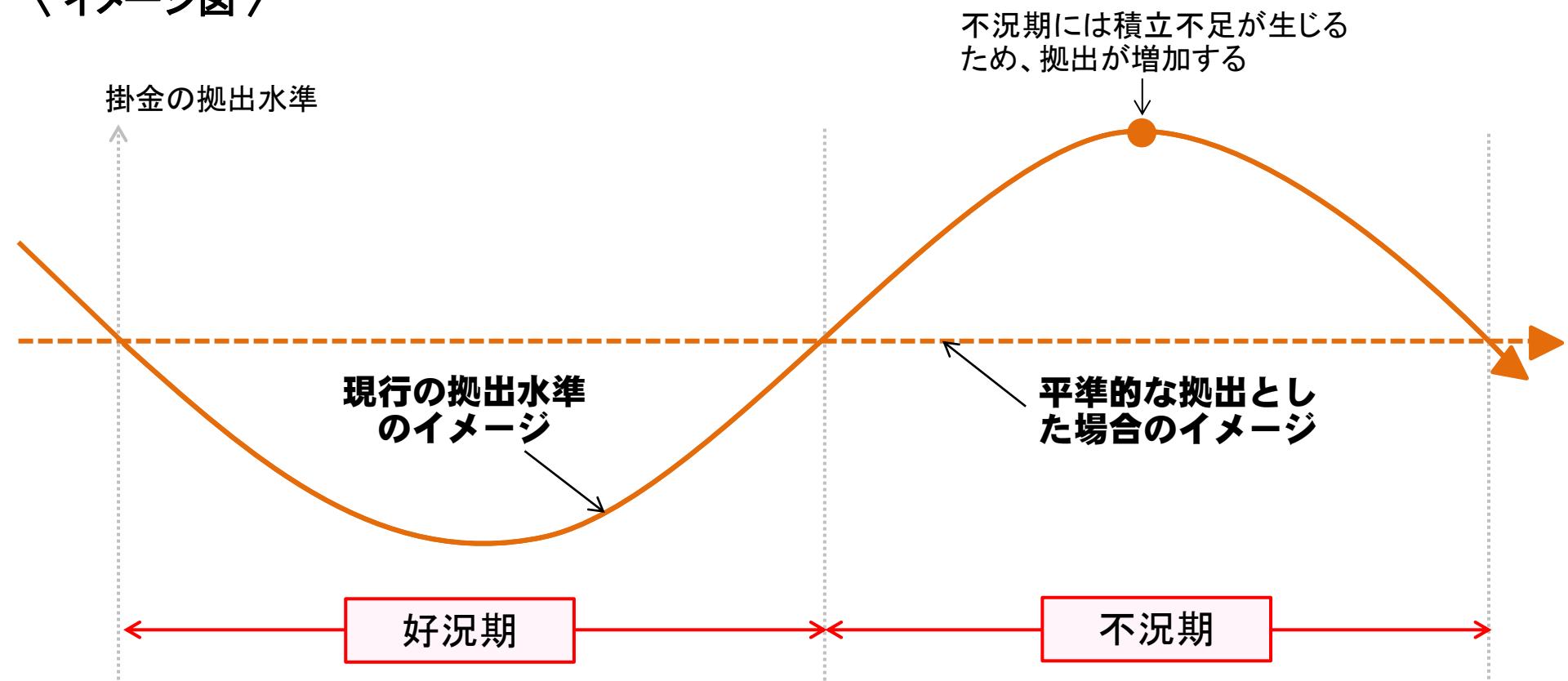
- あらかじめ給付の算定方法が定められているDB制度においては、想定していた前提と実績との相違により財政が悪化した場合には、掛金を増加させることにより財政を均衡させることが基本。
- ところが、財政が悪化したときに初めて掛金対応を行う現行の仕組みでは、積立状況の悪化が掛金の増加に直接結びつく構造になっており、DBの安定的な運営という観点から課題がある。
- とりわけ、積立状況の変動は、景気の変動と連動することが一般的であるため、景気が悪化し企業業績が悪いときほど追加拠出が求められることとなり、企業活動にも支障が生じている。
- 加えて、財政状況が極度に悪化した場合には、加入者等の給付減額により対応せざるを得なくなる事例もあり、受給権保護の観点からも課題。

1 – 2 . 弹力的な掛金拠出の仕組みについて

財政悪化を想定した掛金拠出①

- 現行の仕組みでは、景気の変動に応じてDBの拠出額が変動しやすい構造にあるため、安定的なDBの運営を実現するためには、拠出を一定程度平準的なものとする必要がある。

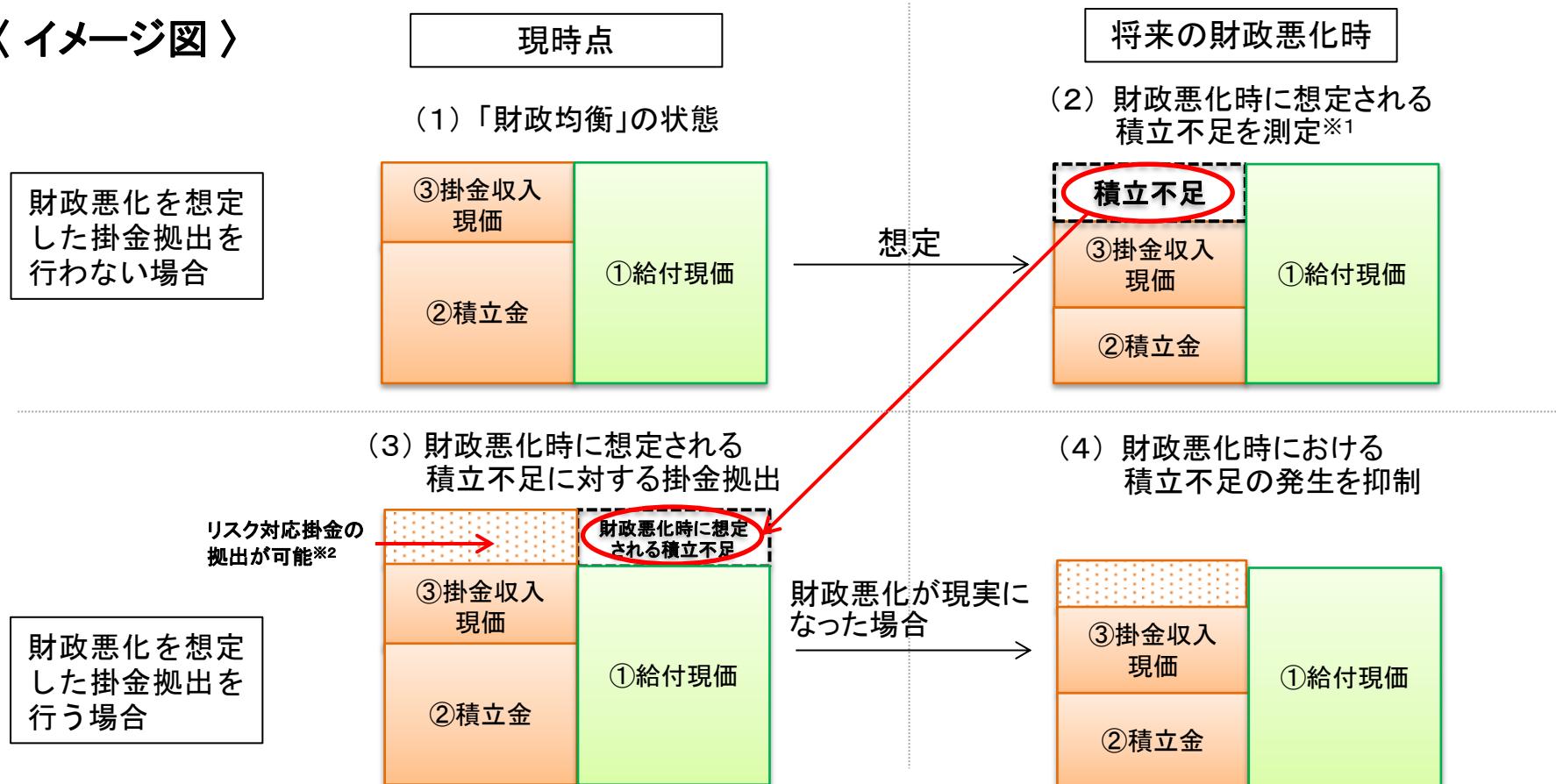
〈イメージ図〉



財政悪化を想定した掛金拠出②

- そこで、不況期等の掛金増加につながらないように、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて、掛金(リスク対応掛金)の拠出を行うことのできる仕組みとすることが考えられる。

〈イメージ図〉



*1 「財政悪化時に想定される積立不足」の水準は、制度ごとに積立金の運用方針等が異なることを踏まえ、一定のルールに基づき制度ごとに測定したものとすることが考えられる。(測定のための一定のルールについては、次頁を参照。)

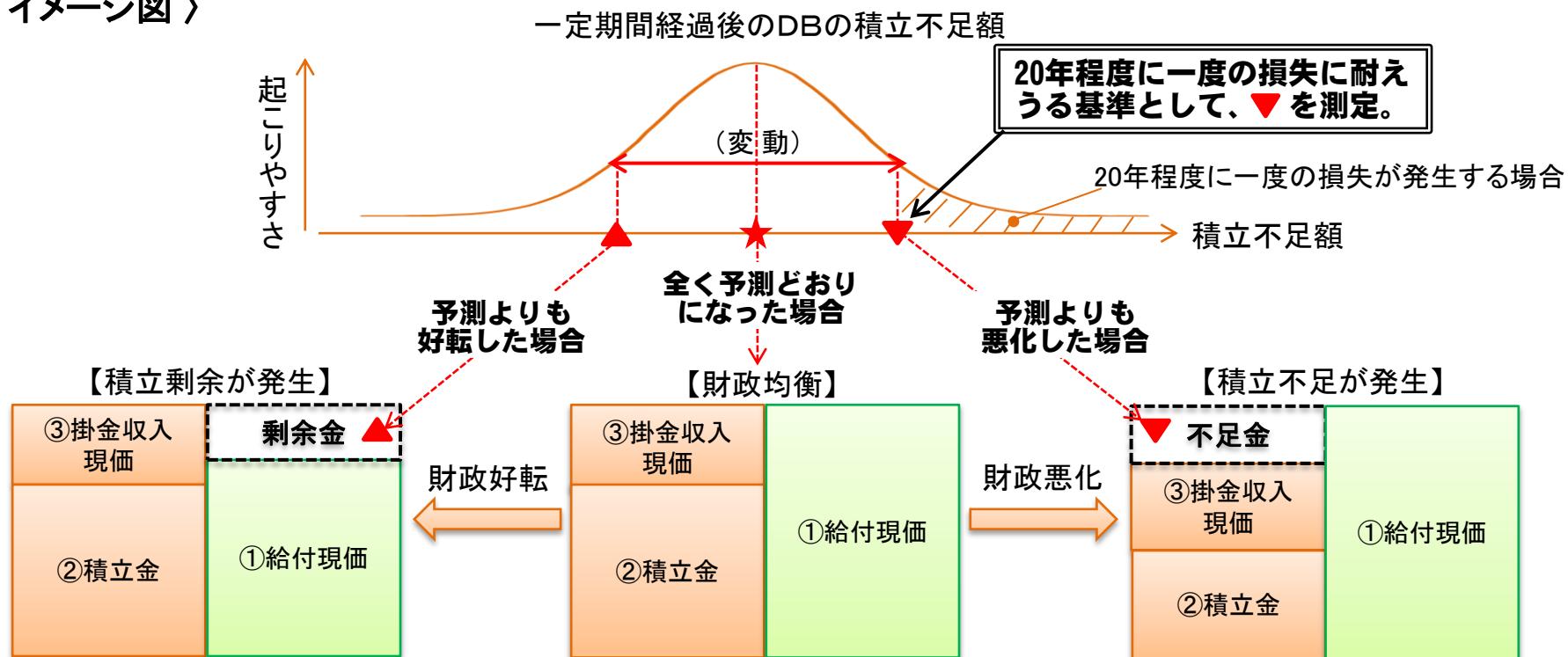
*2 リスク対応掛け金は、現時点の景気動向や企業の負担能力に応じて、「財政悪化時に想定される積立不足」の一部のみ拠出することも可能とすることが考えられる。

(イメージ)「財政悪化時に想定される積立不足」を測定するためのルール

- 現行では、積立不足が生じた場合に最大20年で償却することとされているため、現に積立不足が生じた場合でも安定的な償却が可能となるよう、「財政悪化時に想定される積立不足」は、20年程度に一度の損失にも耐えうる基準として、例えば以下のような方法でルール^{※1}を定めることが考えられる。

- **ストレスシナリオ**による方法 … 厳しい前提のもとで計算した場合に生じる積立不足の額として設定。
- **VaR^{※2}**による方法 … 積立不足の変動を一定の信頼水準で確保(確率95%程度でカバー)するために必要な積立として設定。
- **資産価格の変動のみを見込む方法** … 資産ごとに定められたリスク係数を乗じた額の合計額として設定。

〈イメージ図〉



※1 現行制度において、過剰な損金算入を防ぐ観点から積立上限額が設けられているため、積立上限額を超えない範囲で設定することを想定。なお、受託保証型のDBや、簡易な基準で財政計算を行っているDB（加入者数500人未満等が条件）は、測定不要とすることが考えられる。

※2 Value at Risk (バリュー・アット・リスク)。

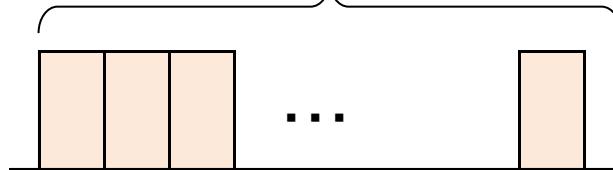
(参考) 現行の特別掛金(積立不足を解消するための掛金)の設定方法

- 現行の特別掛金(積立不足を解消するための掛金)の設定方法には、「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税制上の観点から、一定期間で均等に拠出することなど、一定のルールが設けられている。

① 均等償却



3年から20年の範囲の予め定めた
期間で均等額を拠出

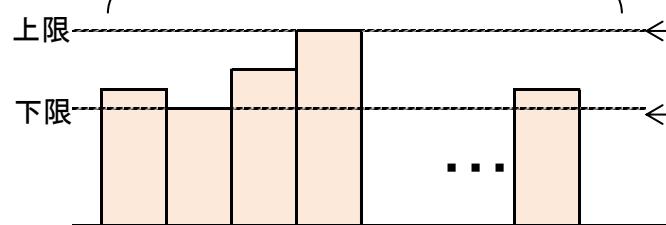


(注) 当初5年間に限り段階的に額を
引き上げることができる。

② 弹力償却



毎事業年度の拠出額を上下限の
範囲内で規約に定める



N年に応じて定まる最短
期間で均等拠出した場
合の額

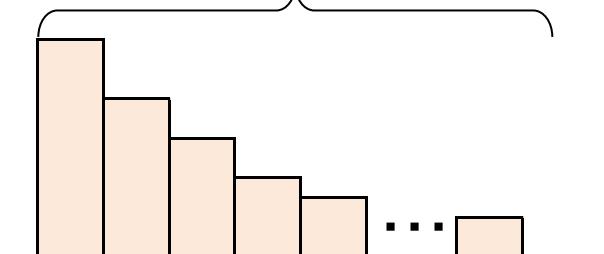
3年から20年の範囲の
予め定めた期間(N年)
で均等に拠出した場合
の額

N年	最短期間
5年未満	3年
5年以上7年未満	4年
7年以上9年未満	5年
9年以上11年未満	6年
…	…
15年以上	10年

③ 定率償却



積立不足の残額の一定割合(15%～50%)
として規約に定める額を拠出

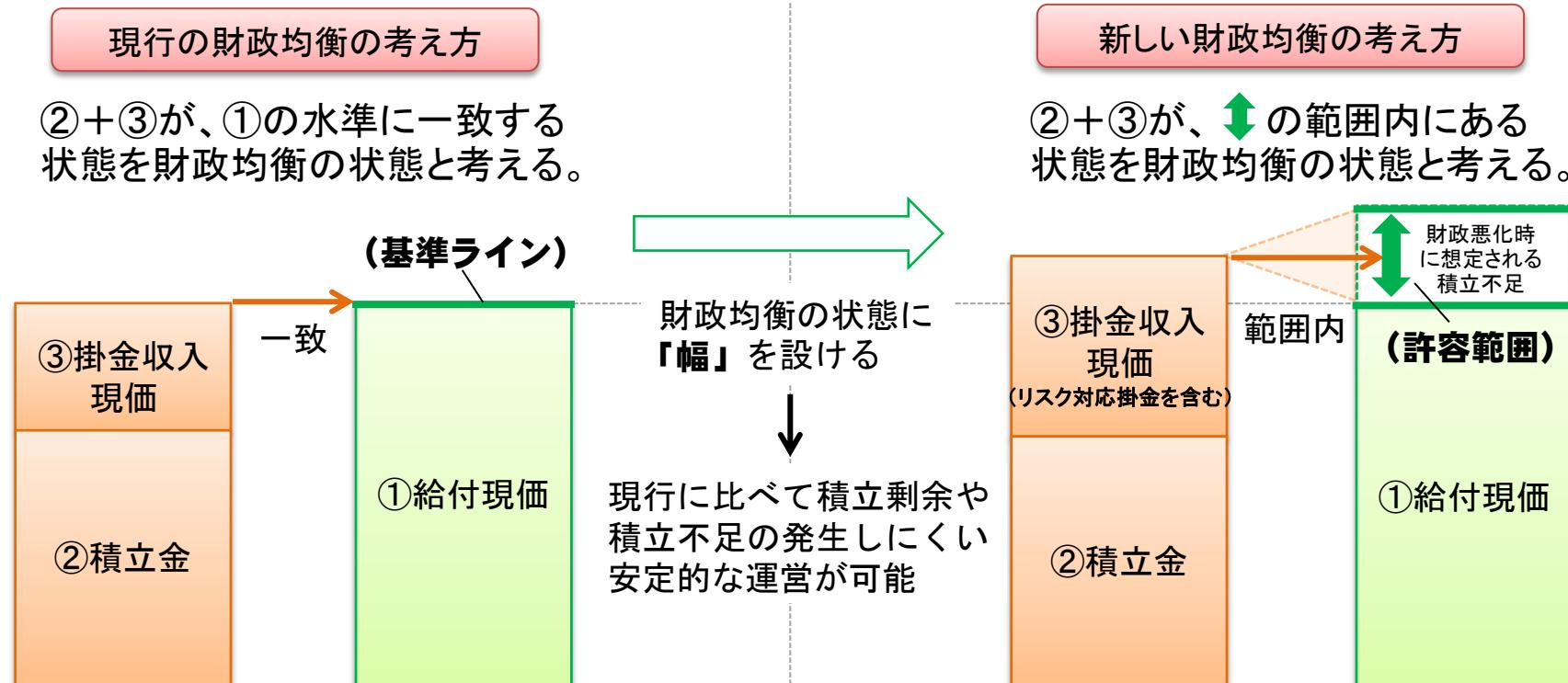


(注) 積立不足の残額が標準掛金の額以下
となるときは、全額を拠出できる。

景気循環を見据えた安定的な財政運営

- リスク対応掛金の拠出を可能とすることにより、あらかじめ給付に必要な額以上の財源を手当することが可能となる。
 - この財源の水準は、景気変動等により常に変動することとなるが、「財政悪化時に想定される積立不足」の範囲内にある限りは「財政均衡」の状態にあるとして、掛金の額が景気循環の影響を受けにくい、安定的な財政運営が可能となる。
- ※ 現行では、財源が給付に一致している状態を、「財政均衡」の状態としているため、積立金の変動が、積立剩余・積立不足の発生(掛金変動)に直接結びつく仕組みとなっている。

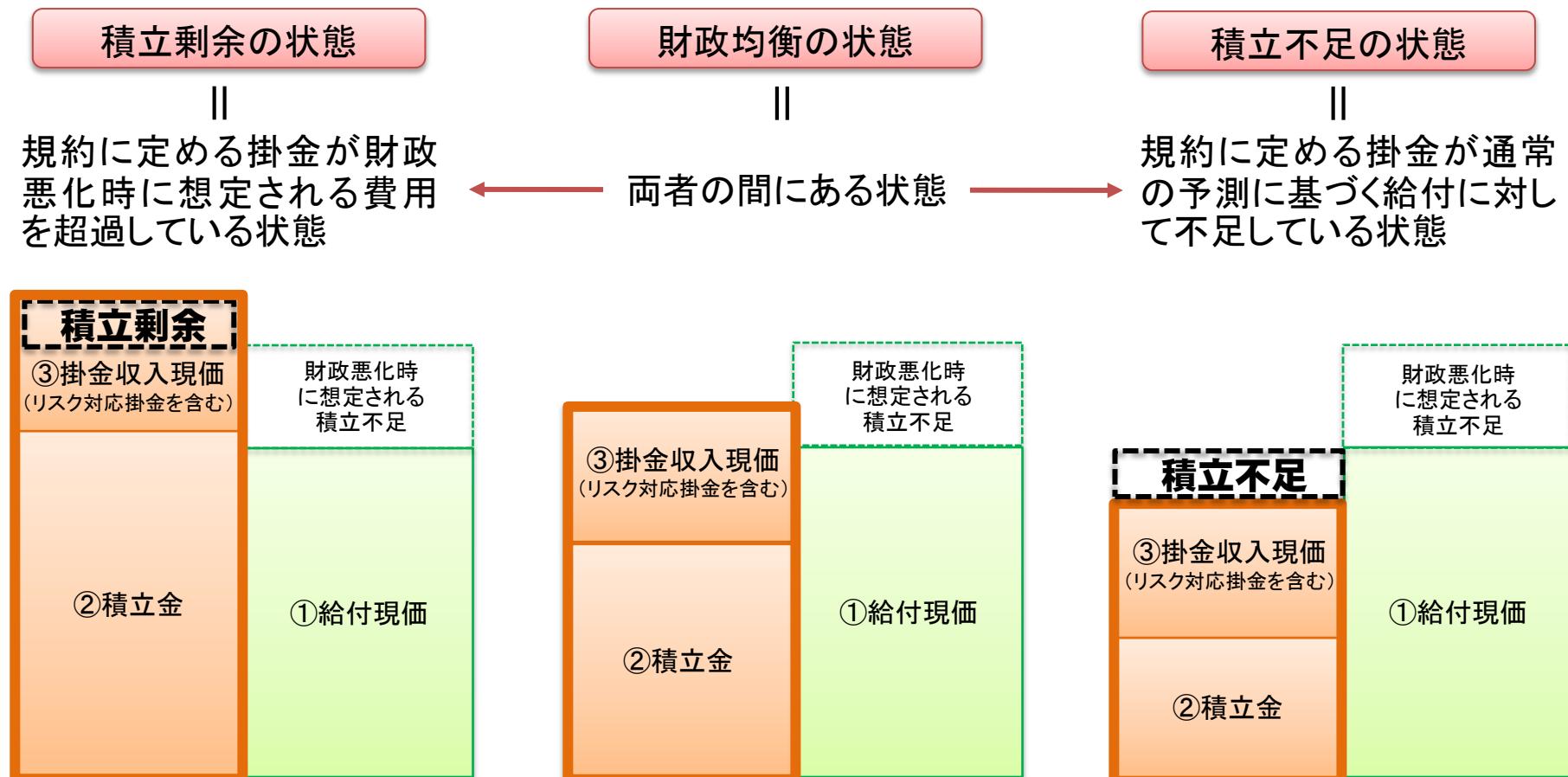
〈イメージ図〉



(イメージ) 新たな財政均衡の考え方

- 新たな財政均衡の考え方によれば、積立剩余・積立不足の状態は、以下の図のとおり認識することになると考えられる。

〈イメージ図〉



(参考) 他制度における資本バッファーの保有について

- 企業年金と同様に一定のリスクに備える必要がある保険会社、銀行においては、現状でも想定を超えたリスクにあらかじめ備えるための資本バッファーの保有が行われている。
- 特に、銀行における国際的な基準(バーゼル3)では、一定の自己資本に上乗せして、好景気時の資本の積立を行う仕組みが導入されたところ。

<保険会社、銀行における資本バッファーの指標>

資本バッファーの指標	
保険会社	<ul style="list-style-type: none">○ 通常のリスクに対応するための積立に加えて、通常の予測を超えたリスクに対応するだけ資本バッファーを保有しているかの指標として、「ソルベンシー・マージン比率」を算定。
銀行	<ul style="list-style-type: none">○ 多額の貸倒等に対する損失吸収力のリスクに対応するだけの自己資本を保有しているかの指標として、「自己資本比率」を算定。 <p>※ 自己資本比率に関する国際基準(バーゼル3)では、通常の自己資本比率に上乗せして、<u>好景気時(貸出が増加している時期)</u>の追加的な資本の積立(カウンターシクリカルバッファー)を行う仕組みを導入。</p> <p>カウンターシクリカルバッファー : 景気悪化時の資本積立は、貸出の抑制につながり、さらなる景気悪化をもたらすと考えられることから、景気循環を抑制(カウンターシクリカル)するように、好景気のときに行う資本の積立。</p>

※ 企業年金においても、オランダでは負債の105%以上の資産計上に加えて、運用方針や年齢構成に応じた追加積立を行っており、リスクに備えた積立が行われている。

弾力的な掛金拠出に関する論点

【論点】

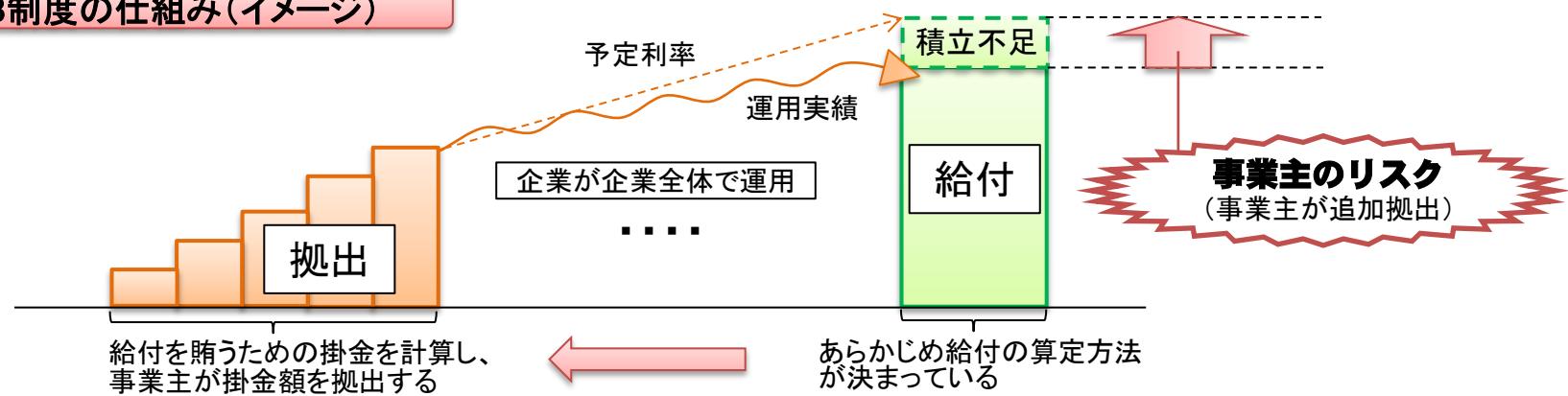
- 現行の仕組みでは、景気の変動に応じてDBの拠出額が変動しやすい構造にあるが、これを一定程度平準的なものとし、安定的なDBの運営を実現するため、あらかじめリスク対応掛金の拠出を行うことを可能としてはどうか。
- 他方、リスク対応掛金の拠出に当たっては、「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」といった税制上の観点も踏まえる必要があるのではないか。
- このため、「財政悪化時に想定される積立不足」の測定方法や、リスク対応掛金の拠出の方法には、一定のルールを設ける必要があるのではないか。
その際には、当該ルールに沿った測定や拠出額の設定が行われているかについて、一定の専門性を有する第三者による確認を要することとする必要があるのではないか。

2. 柔軟で弾力的な給付設計について

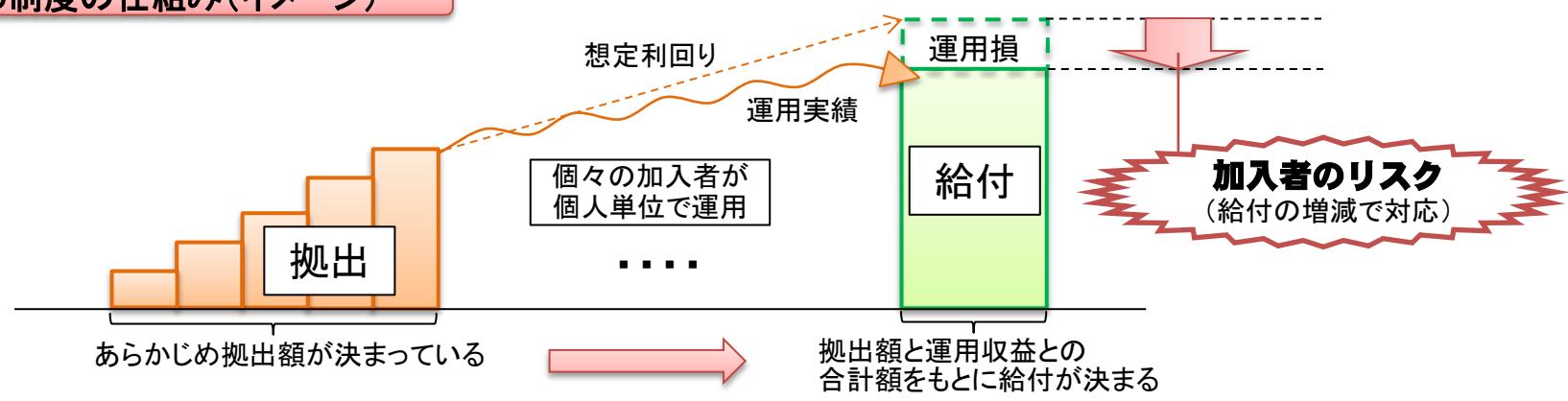
DB制度及びDC制度の基本的仕組み

- DB制度は、あらかじめ給付の算定方法が決まっている制度。積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせる必要。
- DC制度は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに個人別に年金給付額が決定される仕組み。運用が低調でも、事業主の追加拠出はない。

DB制度の仕組み(イメージ)

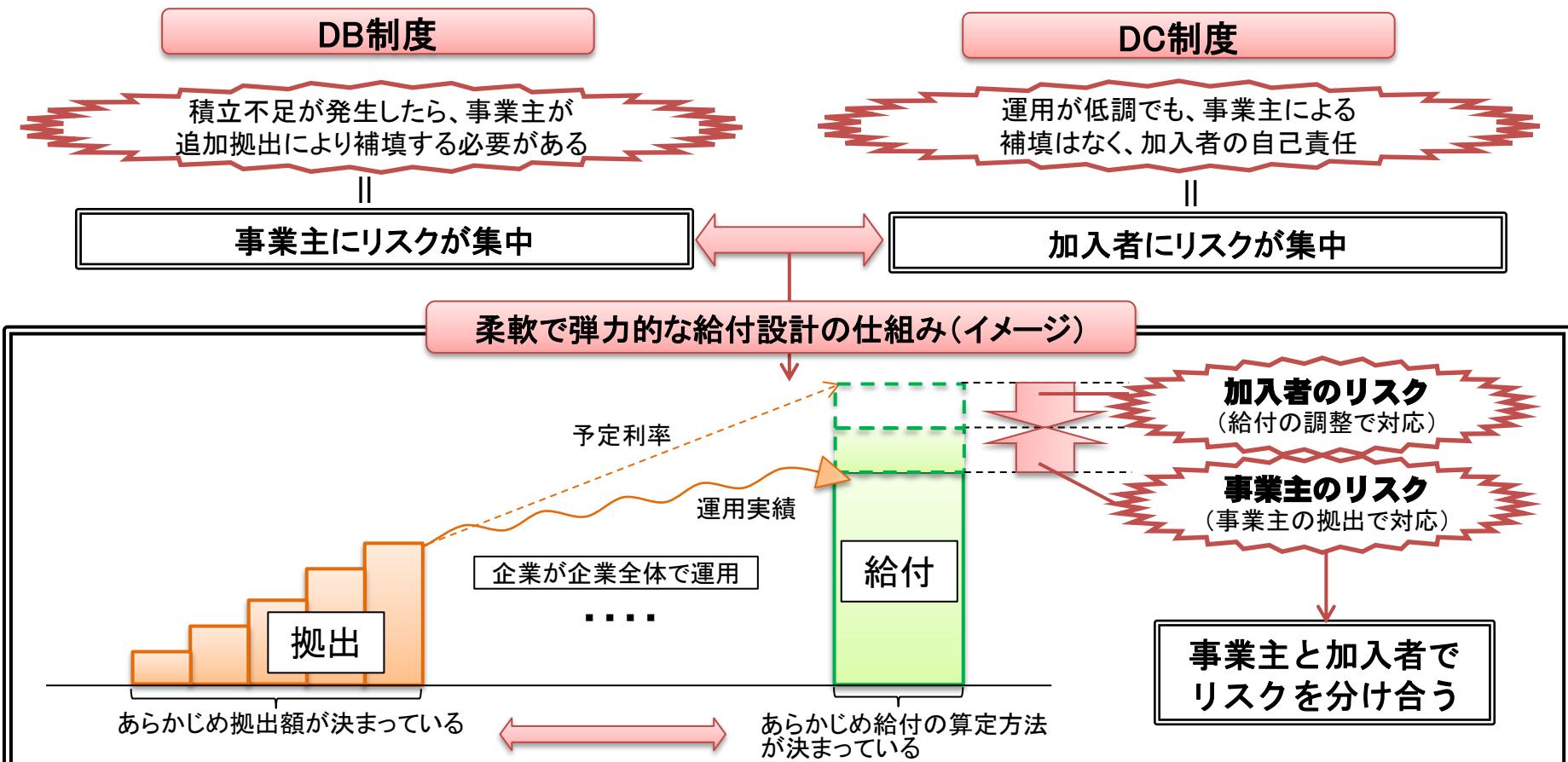


DC制度の仕組み(イメージ)



柔軟で弾力的な給付設計の基本的仕組み

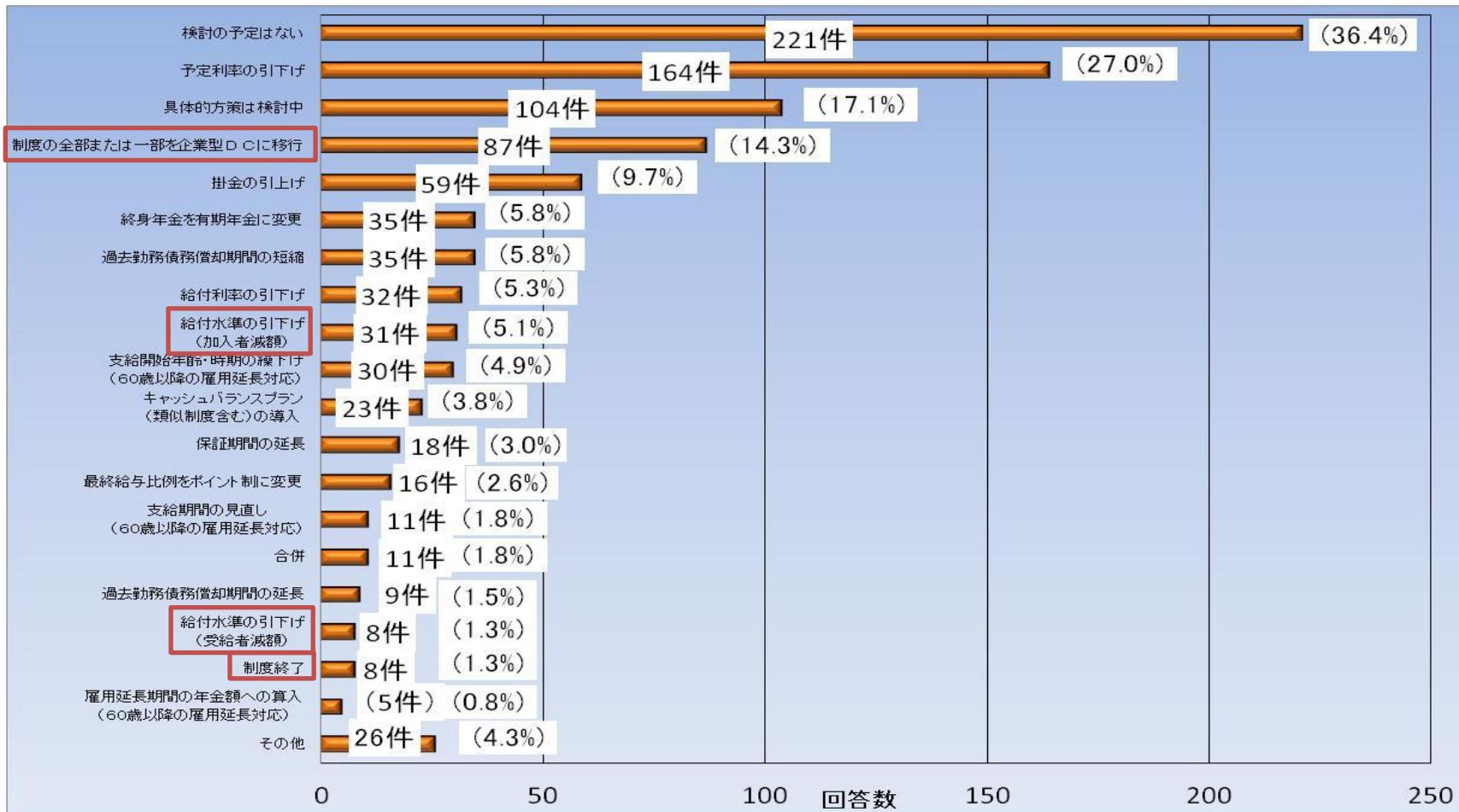
- DB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造にある。
※ 伝統的なDB制度では事業主の負担が重たいとして、DC制度への移行が進む傾向が世界的に見られる。
- こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを柔軟に分け合うことを可能とするためには、DB制度とDC制度の中間的な仕組み(柔軟で弾力的な給付設計)が必要と考えられる。



(参考) DB実施企業における制度見直しの検討状況

- 現に、DB制度では、事業主の負担が大きいことから、DC制度への移行や、DBの給付水準の引下げ、制度終了を検討している企業も一定程度存在している。

第5回企業年金部会(平成26年6月30日) 企業年金連合会提出資料より抜粋



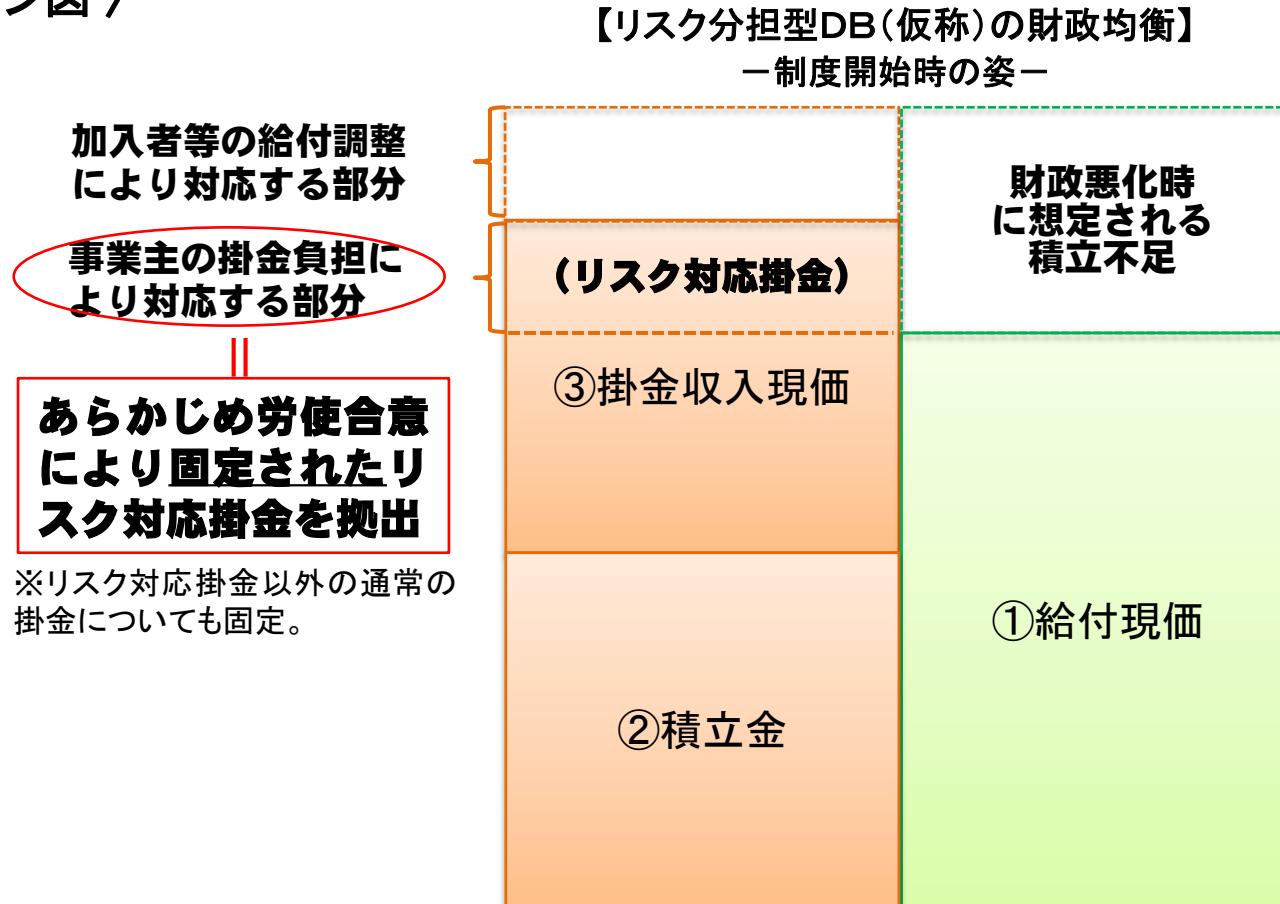
(注) 607制度の回答。複数回答可。

出典:企業年金連合会 財政・事業運営実態調査結果と解説(2012年度)

リスク分担型DB(仮称)の基本的仕組み①

- そこで、将来発生するリスクを労使でどのように分担するかを、あらかじめ労使合意により定めておく仕組みも設計可能とすることが考えられる。
- その際、事業主がリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、これを事業主によるリスク負担部分と定めておく仕組み(リスク分担型DB(仮称))も考えられるのではないか。

〈イメージ図〉

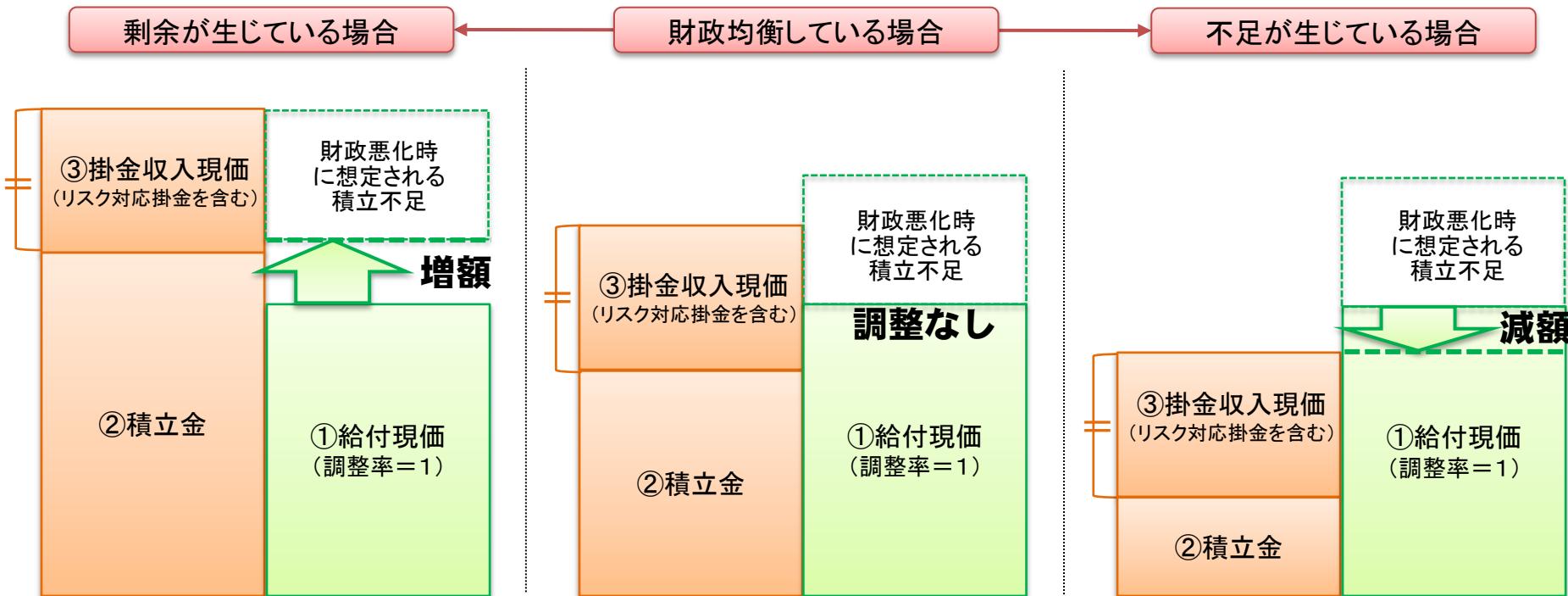


リスク分担型DB(仮称)の基本的仕組み②

- リスク分担型DB(仮称)では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図る。
※ 単年度での給付の変動を抑制するため、複数年度で調整を平滑化することも可能とすることが考えられる。

〈イメージ図〉

【リスク分担型DB(仮称)の財政均衡】
—制度開始後の毎年度の決算時—



※ 少なくとも5年ごとに実施する財政再計算では、掛金(率)は従前のまま維持しつつ、最新の情勢を反映して将来推計を行い、「給付現価」、「掛金収入現価」、「財政悪化時に想定される積立不足」を計算する。なお、新たに労使合意を形成し、掛金(率)を変更することは妨げない。

(イメージ) リスク分担型DB(仮称)の給付算定式

- リスク分担型DB(仮称)における給付の算定式は、従来のDBにおける給付の算定式に、「調整率」を乗じたものとして定義される。
- 「調整率」は、積立水準に応じて定まる率であるが、単年度ごとの変動を抑制するため、複数年度で平滑化したものを使用することも可能。(毎年度の調整率は規約に定める。)

リスク分担型DBにおける給付算定式

従来のDBにおける給付算定式※1 × 当該年度の調整率※2

※1 従来のDBにおける給付算定式には、例えば以下のようなものがある。

- **加入期間比例** … 定額 × 加入期間
- **平均給与比例** … 加入期間中の平均給与 × 乗率 × 加入期間
- **最終給与比例** … 加入期間の最終給与 × 乗率
- **ポイント制** …… 加入期間中のポイント × ポイント単価 × 乗率

※2 調整率は、例えば毎年度の決算において以下のように定めることが考えられる。

- (ア) **剩余が生じている場合** (積立金と掛金現価の合計額が、給付現価と財政悪化時に想定される積立不足の合計額を上回る場合)
→ 調整率 = (積立金 + 掛金現価 - 財政悪化時に想定される積立不足) / 調整を行わない場合の給付現価
- (イ) **財政均衡している場合** (アとウの間の状況である場合)
→ 調整率 = 1.0
- (ウ) **不足が生じている場合** (積立金と掛金現価の合計額が、給付現価を下回る場合)
→ 調整率 = (積立金 + 掛金現価) / 調整を行わない場合の給付現価

※ 給付の変動を抑制するため、上記の調整率を複数年度で平滑化することも可能としておく必要があると考えられる。

※ 決算で確定した調整率は、当該決算の基準日から遅くとも1年以内に給付に反映させる。

(参考) オランダにおける集団型DC(CDC)

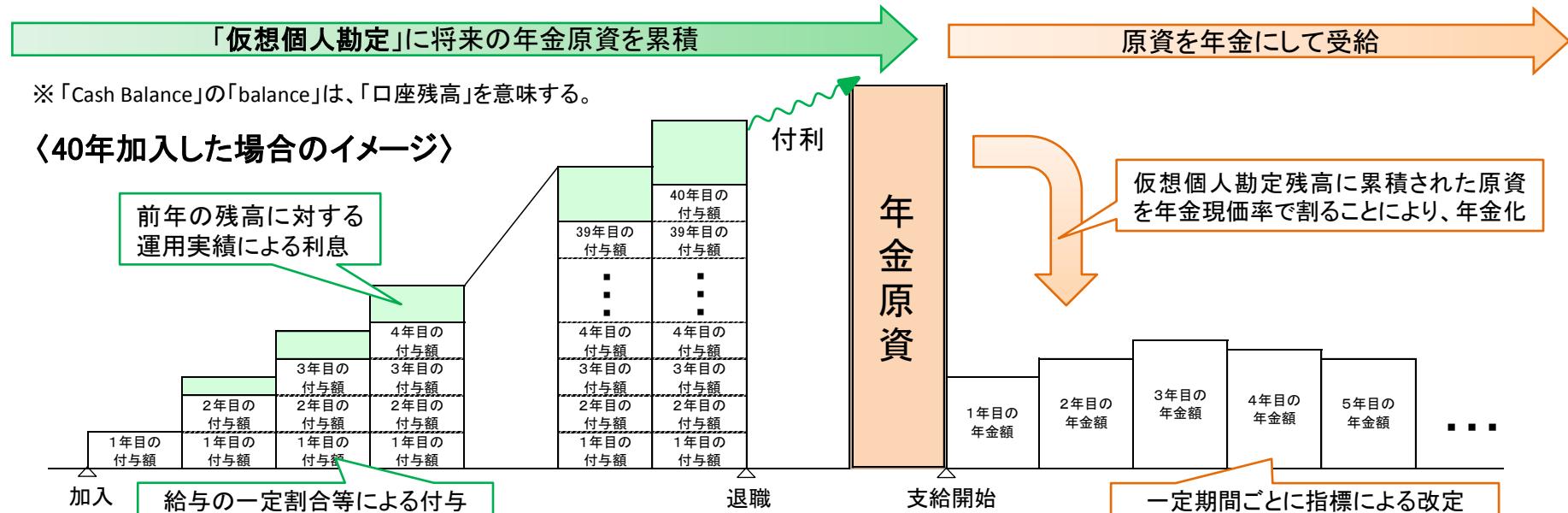
- オランダでは、確定給付制度の枠組みを維持しつつ、確定拠出制度の要素を取り入れた集団型DC (Collective Defined Contribution) 制度が普及している。

オランダにおけるCDC制度の概要

- 法令上は確定給付制度と位置付けられ、給付の算定式（例：平均給与 × 一定率（2%） × 勤続年数）が存在する。個人別のDC制度にあるような個人別勘定は持たない。
- 純粋な確定給付制度と同様の積立基準が適用され、①年金債務に対し105%以上の積立を行うことと、②資産構成等に応じた十分なリスクバッファーを持つこと（平均で年金債務の概ね25%程度）が求められる。
- 掛金水準は一定期間維持され、積立水準に応じて、受給者も含めた年金額のスライドを調整し、積立水準が一定水準以下に低下した場合には年金額を減額することも可とする仕組み。
- 掛金水準が一定期間固定されることから、企業会計上は確定拠出制度として取り扱われている。
- 近年では、運用環境の変化による積立状況の悪化から、給付の減額が実際に行われるようになっている。

(参考) キャッシュバランスプランとの比較

- キャッシュバランスプランは、個人別に定められた「仮想個人勘定」に累積された付与額とその利息額の合計額を原資として年金給付を行う仕組み。



キャッシュバランスプランは仮想的な個人別勘定に付与額を累積していくという設計の制約の中で、労使のリスク分担を図る仕組み。このため、現行では、伝統的な給付算定式をもとにした給付設計をしている場合には、労使でリスクを柔軟に分け合える仕組みを組み込むことができない。

- リスク分担型DB（仮称）は、伝統的なDBの算定式による給付設計を行っている場合でも労使のリスク分担を組み入れることができるため、キャッシュバランスプランよりも、各企業の退職給付設計に係るより幅広いニーズに対応できると考えられる。

(参考) 企業会計上の扱いについて①

- DBを実施する上で、企業会計上の取扱いとして債務認識を要するということが1つの課題となっていると労使双方から指摘されており、こうした取扱いを理由としてDBからDCへの移行が進んでいる、という指摘もある。

ー当部会における議論ー

- **小林委員（第8回企業年金部会）**
1点お願ひですが、事業主としては、企業年金の制度設計を考える際には、年金法の枠組みだけではなく、企業会計の影響も重要な判断要素にならざるを得ない実情があります。会計上の取扱についても、初期の段階から関係機関との調整を含めて十分目配りをしていただきたい御提案をいただきたいと思います。
- **日本商工会議所（第5回企業年金部会ヒアリング）**
DBについては、（略）利回りが割れてきますと、追加拠出が必要になるということで、中小企業にとっては追加拠出が経営上の極めて大きなリスクになりますので、こういったものが一番頭の痛い問題として横たわってございます。上場企業等においては、退職給付債務の計上というのが、会計基準で規定をされますけれども、こちらも100%補填をしておく必要があるということで、（略）リスクとして発生をしてくるということでございます。
- **富高委員（第4回企業年金部会）**
新会計基準によって退職給付債務が、負債認識されるということが要因となって、確定給付企業年金を維持してきた企業でも確定拠出年金の導入が進んでいると思います。ただ、（略）確定給付企業年金を維持して、退職給付の一部をなす企業年金としての趣旨を守ることが、結果的にその企業にとって割に合わなくなってしまっていると捉えられるとしたら、それは課題ではないかと考えております。国際的な流れもあって、会計基準自体を見直すということはもちろん難しいと思うのですけれども、何らかほかの方策も含めて、企業が確定給付企業年金を維持する、または導入しやすくなるような環境づくりとか、支援策というのが必要ではないかと考えますので、意見として述べさせていただきたいと思います。
- **企業年金連合会（第5回企業年金部会ヒアリング）**
退職給付会計基準の見直しによりまして、未認識債務の即時認識が始まったことは、御存じのとおりでございます。大手企業を中心に、DBではキャッシュバランスを、さらにはDCとの併設を、さらには全面DCへの移行といった動きがございます。（略）労使双方のニーズを踏まえた柔軟な制度設計が可能な仕組みをどうしていくのか、これが2点目（の課題）でございます。

(参考) 企業会計上の扱いについて②

- 現行の会計基準である「企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準」においては、退職給付制度が「事業主である企業が**追加的な拠出義務を負わない**」場合は**確定拠出制度に分類され、債務認識を要しないこと**とされている。

—企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準(抜粋)—

用語の定義

4. 「**確定拠出制度**」とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る**追加的な拠出義務を負わない**退職給付制度をいう。
5. 「**確定給付制度**」とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう。

確定給付制度の会計処理

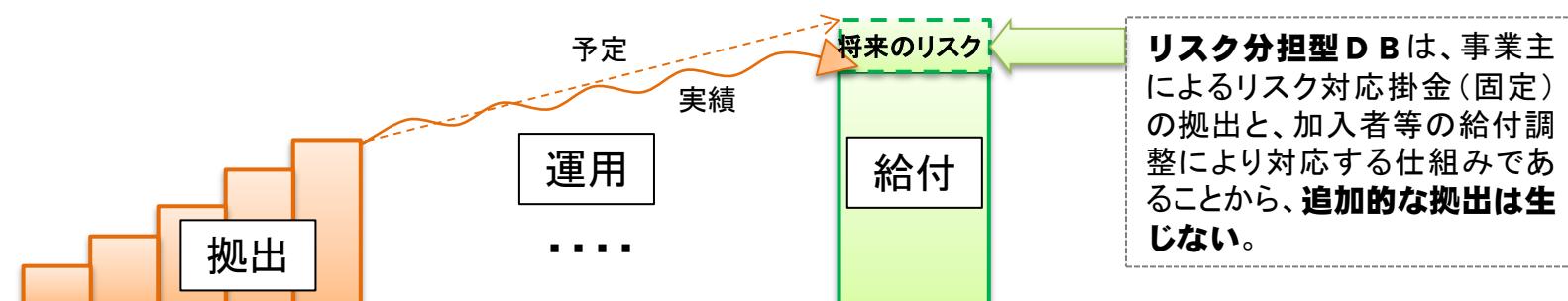
略（退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上する旨などを規定）

確定拠出制度の会計処理及び開示

31. 確定拠出制度においては、当該制度に基づく**要拠出額をもって費用処理する。**



- 会計基準の考え方によれば、あらかじめ給付の算定方法が定められている制度であっても、リスク分担型DBのように事業主による拠出額が固定されており、追加的な拠出が求められない制度であれば、会計上債務認識を要しないと考えられるが、現行の会計基準はリスク分担型DBを前提として策定されたものではないことから、実務上の扱いについては必ずしも明らかでない。



(参考) 企業年金に係る国際会計基準(IAS19)の改訂について

- 企業年金を含む従業員給付に係る国際会計基準(IAS19)の2011年改訂では、確定拠出制度(DC)と確定給付制度(DB)の区別に関する記述が修正され、給付算定式のあるDB型の制度であっても、企業に追加拠出を求めないものはDCに区分されることが明確化された。

○IAS19第8項（改訂前は第7項）（抄）

確定拠出制度とは、退職後給付のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が・・・十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。[変更なし]

○IAS19第29項（改訂前は第26項）（抄）

企業の債務が、基金に拠出をすることに同意した金額に限定されない場合の例としては、次のようなことを通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある。

(a) (改訂前) 単に掛金額に連動するだけではない制度給付算定式



(a) (改訂後) 制度の給付算定式のうち、単に掛金額に連動するのではなく、資産が当該制度の給付算定式における給付を行うのに不十分な場合には追加の拠出を企業に要求するもの

【国際会計基準委員会(IASB)による、上記改訂の考え方】

○結論の背景第30項

2011年に行った修正では、給付算定式の存在だけでは確定給付制度は創出されず、その給付算定式で定められた給付を履行するために追加的な金額を拠出するという法的債務又は推定的債務を創出するような、給付算定式と拠出との間の関連付けが存在する必要があることを明確にしている。

この第29項の修正は、十分な制度資産がない場合に事業主に追加拠出の支払を要求していない場合に生じる可能性のある懸念に対処したものである。実質上、給付支払は給付算定式と利用可能な制度資産のいずれか低い方に基づく。当該修正により、このような制度は確定拠出制度であることが明確にされている。

(参考) オランダ会計基準委員会(DASB)によるIAS19適用ガイダンスについて

- CDC制度のように事業主が追加拠出を求められない企業年金制度が普及しているオランダの会計基準設定主体であるDASBは、退職給付制度に係る国際会計基準(IAS19)が2011年6月に見直されたことを受けて2012年1月にガイダンスを策定し、IAS19の適用を前提に、その見直しの趣旨を踏まえDB又はDCの性質に着目した会計処理を求めている。

○ガイダンス第206項（抄）

IAS19第29項やIAS19第30項は、給付算定式が勤務年数や給与に基づくこと自体が確定給付制度に分類されることにつながるものではないことを明確化している。

○ガイダンス第209項（抄）

確定拠出制度の特徴は法人の責務が現在期間に関する決まった拠出を支払うことには限られることである。この「決まった拠出」は固定額の拠出である必要はない。例えば、前もって合意された給与の一定割合又は年齢に応じた拠出も含まれる。

○ガイダンス第214項（抄）

年金法上確定給付制度として特徴付けられる制度であっても、事業主が拠出金を支払う義務は負うものの積立不足の際に追加拠出する義務はないならば、テクニカルには確定拠出制度へ分類されてよい。

○ガイダンス第219項（抄）

企業の退職給付制度は、事業主が保険数理的リスク（投資リスクを含む）を全く負わないかほとんど負わない場合は、確定拠出制度に分類されるほかない。例えばCDCはこのようなケースとなり得る。

リスク分担型DB(仮称)における意思決定のあり方①

□ リスク分担型DB(仮称)は、運用の結果により、加入者及び受給者の給付が調整される可能性のある仕組み。このため、制度開始時の意思決定に加え、制度実施後も加入者等が適切に意思決定に参画できるための仕組みが必要と考えられる。

※ 企業年金部会においても、「柔軟で弾力的な給付設計」を導入する場合には、リスク負担の度合いが増す加入者について、①加入者がリスク負担に見合う形で決定に関与する仕組み、及び、②加入者の代表が運用実績の詳細等について確認することができる措置、について検討が必要との整理が行われたところ。

—社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)より抜粋—

2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

(5) 企業年金のガバナンス

① 組織・行為準則 (抜粋)

○ なお、利害関係者が負うリスクに見合う形で意思決定に関与することを可能とする観点から、**今後DB及びDCについて柔軟で弾力的な給付設計を行う場合は、それに伴いリスクの負担度合いが変化する加入者の関与のあり方について検討が必要である。**

④ 加入者への情報開示 (抜粋)

○ また、**今後柔軟で弾力的な給付設計を行う場合は、リスク負担が増すこととなる加入者側の代表が運用実績の詳細等について確認することができる措置を講ずることが適当である。**

リスク分担型DB(仮称)における意思決定のあり方②

- リスク分担型DB(仮称)を実施する場合には、以下の手続を経て、まずは通常の規約変更手続が必要。
 - ① 基金型DBにおいては、労使の代表で構成される代議員会における議決
 - ② 規約型DBにおいては、加入者の過半数で組織する労働組合(当該労働組合がない場合は、加入者の過半数を代表する者)の同意の取得

リスク分担型DB(仮称)制度を開始する場合には、その給付設計や事業主が拠出するリスク対応掛金の水準等について労使による意思決定を行う必要がある。

具体的手続

基金型DB

代議員会

事業主

加入者

※ 半数は事業主、半数は加入者で構成。

代議員会における議決

規約型DB

事業主

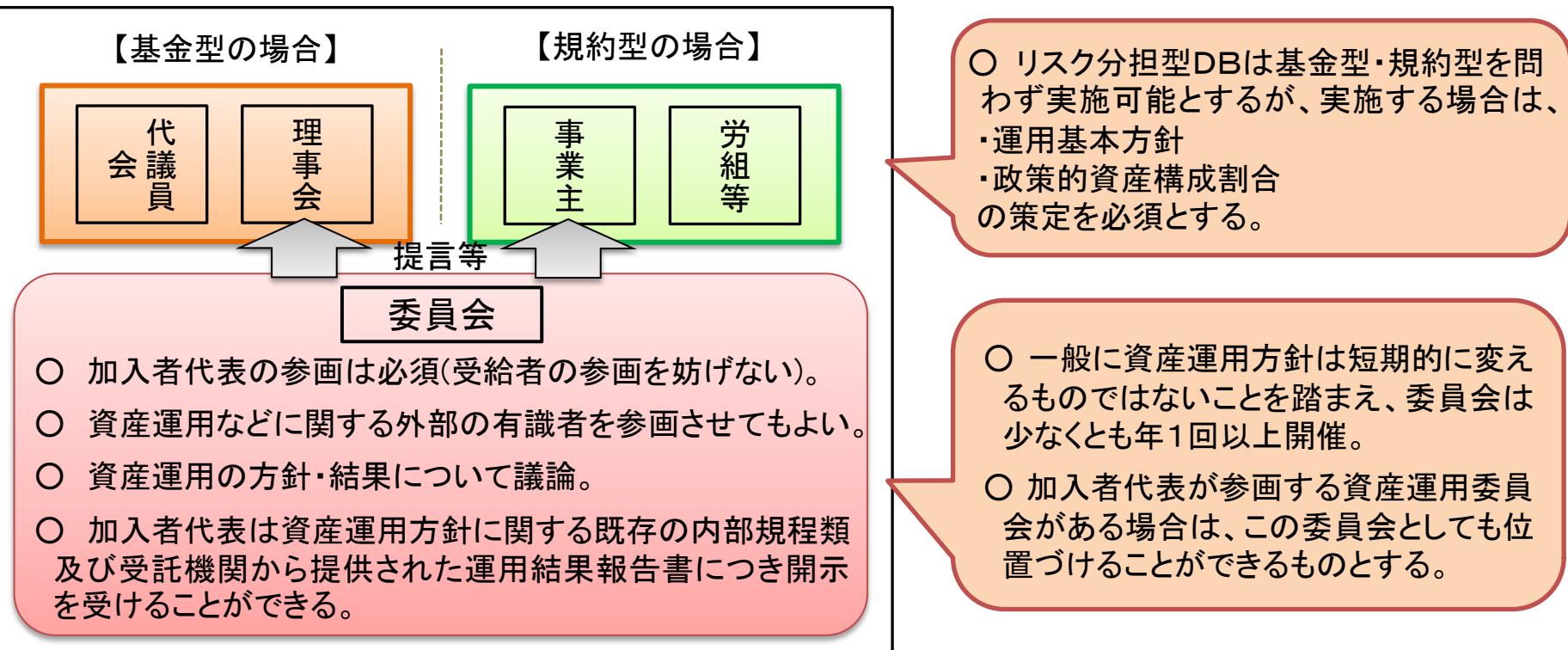
加入者の過半数
で組織する労働
組合等

同意

事業主が加入者の過半数で組織する労働組合等の同意を取得

リスク分担型DB(仮称)における意思決定のあり方③

- さらに、リスク分担型DB(仮称)を実施する場合には、運用の結果が加入者等の給付に反映される可能性があることから、従来のDBとは異なり、加入者がリスク負担に見合う形で運用の意思決定に参画するための仕組みが必要。
このため、加入者の代表が参画する委員会を設置することとし、委員会は、業務の執行を行う理事会又は事業主に対して提言等を行うこととしてはどうか。
- また、運用が加入者の意向に沿った形で行われるよう、
 - ① 事前に運用方針を定める観点から、運用基本方針や政策的資産構成割合の策定を必須とし、
 - ② その方針どおりに運用されていることを確認する観点から、委員会に参画する加入者代表は運用実績の詳細等について確認することができることとしてはどうか。



リスク分担型DB(仮称)における意思決定のあり方④

- 現行では、加入者に対しては、年1回以上業務概況について周知することとされている一方、受給者に対しては、「加入者に対する周知と同様の措置を講ずるよう努める」とこととされている。
- リスク分担型DB(仮称)においては、加入者だけでなく受給者もリスクを負担することとなることから、受給者への周知についても、加入者と同様行うこととしてはどうか。

加入者等への情報開示の現状

- 加入者に対しては、年1回以上、下記の事項について周知することとされているが、受給者に対しては、できる限り加入者に対する周知と同様の措置を講ずるよう努めることとされている。

加入者に周知することとされている事項（現状）

- | | | | |
|---|------------------|----------------|--------------------|
| ○ 紹介設計、紹介
の支給の概況 | ○ 加入者数、
受給権者数 | ○ 債金の納付の
概況 | ○ 年金数理上の
積立ての状況 |
| ○ 運用の基本方針の概要
※ 企業年金部会では、「運用の基本方針の全文を開示すべき」とされている。 | | | |
| ○ 運用収益(運用損失)、資産の構成割合その他積立金の運用の概況
※ 企業年金部会では、「資産運用利回りを年に1回以上開示すべき」とされている。 | | | |
| ○ その他事業に係る重要事項 | | | |

リスク分担型DB(仮称)を実施する場合の情報開示

受給者に対する周知についても加入者と同様行う

(イメージ) リスク分担型DB(仮称)へ移行する場合の手続について①

- 現行のDB制度において、給付設計の変更に伴い給付が減額される場合には、手続要件として当該減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。

〈給付減額を行う場合の手続要件〉

加入者の給付減額を行う場合	受給者の給付減額を行う場合
<ul style="list-style-type: none">➤ 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意の取得➤ 加入者の3分の2以上の同意の取得	<ul style="list-style-type: none">➤ 全受給者に対する、事前の十分な説明➤ 受給者の3分の2以上の同意の取得➤ 希望者に減額前の給付を一時金で支給すること

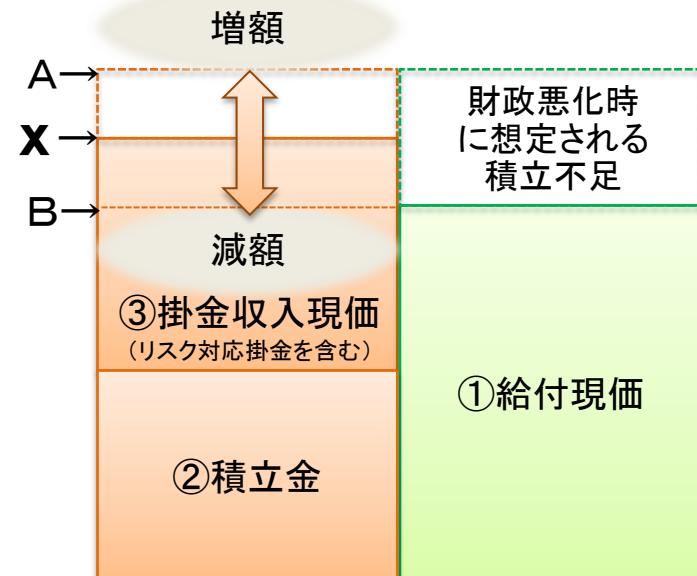
- 既存のDB制度から、リスク分担型DBへの給付設計の変更を行う場合、制度変更時点では、給付が減額されることはないが、将来的に加入者や受給者の給付が減額調整される可能性もあることから、①給付減額に該当するか否かの判定基準、及び、②移行に際しての手続要件を整理する必要がある。

① 給付減額の判定基準

- リスク分担型DBは、右図のXのラインがAのラインを上回れば増額調整、Bのラインを下回れば減額調整される仕組み。
- Xのラインは上下に変動するが、「財政悪化時に想定される積立不足」の2分の1の水準にあれば、将来的に増額調整、減額調整のいずれも等しく起こり得ると考えられる。



移行時において、Xのラインが「財政悪化時に想定される積立不足」の2分の1の水準を下回っている場合に給付減額に該当することと整理してはどうか。

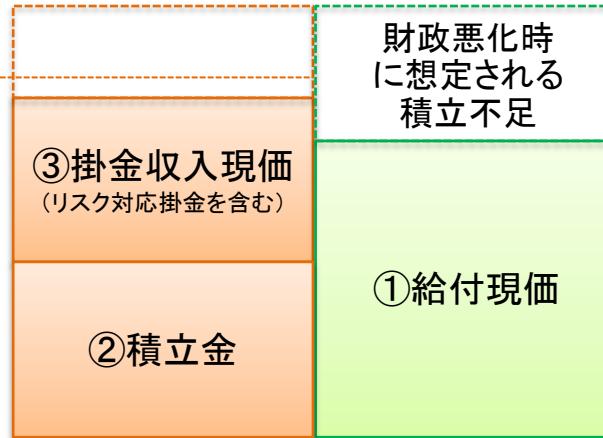


(イメージ) リスク分担型DB(仮称)へ移行する場合の手続について②

② 移行時の手続要件

(1) ①で給付減額に該当する場合

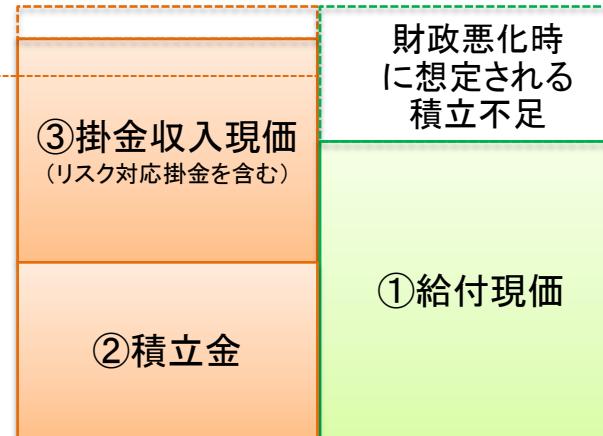
「財政悪化時に想定される積立不足」の2分の1の水準



上記の「給付減額を行う場合の手続要件」と同じ

(2) ①で給付減額に該当しない場合

「財政悪化時に想定される積立不足」の2分の1の水準



給付減額には該当しないと整理されるが、受給者の既裁定給付を変更するものであるため、受給者に対する手続として、以下を課すこととしてはどうか。

- 全受給者に対する事前の十分な説明
- 希望者には、年金給付に代えて移行前の給付を一時金で支給

既裁定年金額を保証する考え方として給付減額時に規定されている手続との均衡を考慮したもの。

※ 上記のほか、受給者については閉鎖型のDBとして既存の制度を維持し、移行時点の加入者のみリスク分担型DBへ移行することも可能。

柔軟で弾力的な給付設計に関する論点

【論点】

- 伝統的なDB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では加入者に偏ることとなり、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏ることとなる。
※ 特にDB制度では、積立不足が発生した場合にその全てを事業主が負担することとなるため、企業会計上の債務認識の必要性とも相まって、DC制度への移行や給付の減額、DB制度の終了に至る事例が発生している。
- そこで、事業主がリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用して、労使で将来発生するリスクをどのように分担するかをあらかじめ労使合意により定めておく仕組み（リスク分担型DB（仮称））も設計可能としてはどうか。これにより、リスク発生時におけるDB運営の安定性を高めることができるのでないか。
- ただし、リスク分担型DB（仮称）は、運用の結果により、加入者等の給付が調整される可能性のある仕組みであることから、加入者等が適切にDBの意思決定に参画できるよう、以下の措置を講ずるべきではないか。
 - ① 委員会の設置と当該委員会への加入者の代表の参画
 - ② 運用基本方針や政策的資産構成割合の策定の義務づけ
 - ③ 委員会に参加する加入者の代表が運用実績等を詳細に確認できる措置
 - ④ 受給者への業務概況の周知を加入者と同様に実施